

電気需給約款【低圧】 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

改定の概要	改定前	改定後
改訂日を更新しました。	[最終改訂日：令和5年10月1日]	[最終改訂日：令和6年4月1日]
<p>電源調整額の算定について 固定価格の改定および 変動価格の算定式を 見直しました。</p>	<p>4 電源調整</p> <p>(1) 電源調整額の算定</p> <p>イ 電源調整単価</p> <p>供給エリアに応じた1キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、供給エリアに応じた1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭以上となり、かつ、13円00銭以下となる場合の変動価格は、ゼロ円といたします。また、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。電源調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p>(イ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が7円00銭を下回る場合</p> $\text{電源調整単価} = \{ \text{固定価格} + \text{変動価格} (\text{平均市場価格} - 7 \text{円} 00 \text{銭}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1 - \text{損失率}} \} \times (1 + \text{消費税率})$ <p>(ロ) 1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合</p> $\text{電源調整単価} = \{ \text{固定価格} + \text{変動価格} (\text{平均市場価格}$	<p>4 電源調整</p> <p>(1) 電源調整額の算定</p> <p>イ 電源調整単価</p> <p>供給区域に応じた1キロワット時当たりの電源調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。</p> <p>なお、次の算式における消費税率とは、消費税および地方消費税に係る標準税率をいいます。また、電源調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。</p> <p><u>電源調整単価 = (固定価格 + 変動価格) × 消費税率</u></p>

$$-13 \text{ 円 } 00 \text{ 銭}) \times \frac{\text{ホの基準単価}}{1-\text{損失率}} \} \times (1+\text{消費税率})$$

ロ 固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	8 円 45 銭
-------------	----------

市場調整価格の算定について
時間帯ごとに平均市場価格を用いて
算定するよう見直しました。

ロ 固定価格

固定価格は、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、固定単価の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の固定単価および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

1 キロワット時につき	6 円 43 銭
-------------	----------

ハ 変動価格

変動価格は次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{変動価格} = \text{市場調整価格} \times \text{基準単価}$$

(イ) 市場調整価格

供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの市場調整価格は、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとに次の算式によって算定された値の合計といたします。なお、(ロ)に定める(i)から(iii)の区分ごとの供給区域に応じた 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭以上となり、または、13 円 00 銭以下となる場合の市場調整価格は、ゼロ円といたします。

(a) 1 キロワット時当たりの平均市場価格が 7 円 00 銭を下回る場合

平均市場価格の算定にあたり
時間帯の区分と係数を
新たに設けました。

ハ 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下、「JEPX」といいます。）が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいいます。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、エリアプライスの平均値とし、供給エリアごとに算定いたします。

なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものとします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

市場調整価格 = (平均市場価格 - 7円00銭) × 時間帯区分係数 ÷ (1 - 損失率)

(b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が13円00銭を上回る場合

市場調整価格 = (平均市場価格 - 13円00銭) × 時間帯区分係数 ÷ (1 - 損失率)

(ロ) 平均市場価格

平均市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所が公表するスポット市場取引（「一般社団法人日本卸電力取引所 取引規程」に定める翌日取引をいう。）における、毎月1日から末日までの期間に係る、(i)09:00から15:00、(ii)15:00から21:00、(iii)21:00から09:00、に区分したエリアプライスの平均値とし、供給区域ごとに算定いたします。なお、平均市場価格には、消費税等相当額は含まれないものといたします。また、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ニ 時間帯区分係数

時間帯区分係数は、スポット市場取引における当社の調達の時間帯区分ごとの比率で、次のとおりといたします。当社が必要と判断した場合は、時間帯区分係数の見直しを行い、その内容を改定できるものといたします。改定後の時間帯区分係数および適用開始時期は、38（供給契約の変更）に定める方法により通知いたします。

供給区域	区分	時間帯区分係数
東北、東京	(i)09:00から15:00	0.15

	(ii)15:00 から 21:00	0.70
	(iii)21:00 から 09:00	0.15
中部 北陸 関西	(i)09:00 から 15:00	0.40
中国 四国 中国	(ii)15:00 から 21:00	0.40
九州	(ii)15:00 から 21:00	0.20

基準単価について
上限を定め、使用月ごとに
定めるよう見直しました。

ニ 損失率

損失率は、供給エリアの一般送配電事業者が託送供給等
約款に定める損失率といたします。

ホ 基準単価

基準単価は、平均市場価格が1円00銭変動した場合の値と
し、次のとおりといたします。なお、当社は、JEPX スポット
取引市場の価格推移等を踏まえ、当社が必要と判断した場合
は、本基準単価の見直しを行い、その内容を改定できるもの
といたします。改定後の基準単価および適用開始時期は、38
(供給契約の変更)に定める方法により通知いたします。

1キロワット時につき

0円20銭

ホ 損失率

損失率は、供給区域の一般送配電事業者が託送供給等約款に定
める損失率といたします。

ヘ 基準単価

基準単価は、平均市場価格が1円00銭変動した場合の値と
し、基準単価の上限値を超えない限りで月毎に定め、使用月の前
月までにホームページ等で通知するものといたします。なお、基
準単価の上限値は次のとおりといたします。

1キロワット時につき

1円00銭